

**「御苦勞の原因は、教会が公認されていないからである」
天理教公認化運動と「教祖御苦勞」**

『稿本天理教教祖伝』は、明治17年頃から始まる「天理教」の公認運動について、その理由として教祖の御苦勞を挙げています。明治7年の山村御殿への呼び出しに始まり、明治19年の櫛本分署の御苦勞で終わる教祖の官憲による呼出し、拘留は、十七、八回に及んだとされています。それを避けるために、公認運動をせざるを得なかったと説くわけです。

ところが、その御苦勞を調べていくと、明確に原因、経緯がはっきりしているものは、今挙げた山村御殿と櫛本分署くらいしかありません。『稿本』に記されている御苦勞の記録は、中山新治郎が書いた教祖伝、俗に「ひらがな本」といわれる明治40年頃作のものにほとんどを依っています。しかし、そこにはその理由や経緯がほとんど書かれていません。御苦勞の内容は非常にあいまいなのです。

翻って、「天理教」の神道化は、慶応3年の吉田神祇管領の公認に始まっています。それが明治7年の大和神社での弟子による問答に始まる一連の動きで、神道祭式の撤去によって終わった後は、宿屋、風呂の営業、明治13年の転輪王講社などの動きによって、教祖の周りに寄ってくる人々の献金を自分の方へ取り込む収益活動が教祖の長男、秀司などによって続けられ、秀司、まつゑ、山澤良治郎の死後、明治17年頃から、教団の公認化の動きが始まっていきます。

この動きは、国の公認が無ければ宗教活動がうまくいかないという理由もあったでしょうが、「神道化」そのものは慶応3年以來の念願であったという解釈もまた可能です。

秀司らの死後、その活動を担うのは良治郎の息子、山沢為造であり、中山家に養子として入ってきた中山新治郎ということになります。今日は、教祖亡き後、東京府で天理教会が公認され、奈良に移転して、今につながる神殿が出来るまでの状況を追ってみましょう。

当時、人々の胸中には、教会が公認されて居ないばかりに、高齢の教祖に御苦勞をお掛けする事になる。とりわけ、こゝ両三年来西も東も分からない道の子供達の心ない仕業が、悉く皆、教祖に御迷惑をお掛けする結果になって居る事を思えば、このまゝでは何としても申訳がない。どうしても教会設置の手続きをしたい、との堅い決心が湧き起こった。（『稿本天理教教祖伝』P274）

明治7年の大和神社での弟子と神職の問答のあと、「おやしき」の活動が官憲の注視するところとなり、明治8年以降19年まで教祖の御苦勞は17,18回に及んだとされています。それを避けるために、戸主である秀司は宿屋、風呂などの営業許可、転輪王講社の結成などしたが効果は現れず、神道事務局の配下に入る道を取り、明治21年東京府から認可されることによって「天理教会」として公認されたというのが一般的な解釈です。ただ、十数回の御苦勞、その弾圧を避けるために動いた秀司、秀司亡き後の公認運動と話がうまくまとまり過ぎているという気がします。

やがて大教宣布運動が全国的に実施されるに及び、明治7年3月、奈良にも中教院が置かれて教導職による国民教化の体制が整えられてゆくが、その年の11月、教祖の命を受けた側近の信者二名が大和神社へ赴き、神職と神祇問答を起したことが発端となって、数日後、丹波市分署の警官によって中山家に祀ってあった祭具類が没収されるという事態が出たい(ママ)した。十二月になると奈良県庁より教祖自身が召喚され種々取調べを受けるが、その二日後には奈良中教院より教祖側近の信者三名が呼び出され、「天理王という神はない。神を拝むなら、大社の神を拝め。世話するなら、中教院を世話せよ」と、信仰差止めの厳命を受け、再び中山家の祭具類まで没収された。翌明治8年(1875)九月には、奈良警察署に主な信者が召喚されて信仰差止めの誓約書に署名を強いられ、さらに奈良県庁は教祖とその長男秀司に対して出頭を命じ、「天理王命というような神は無い。一体どこに典拠が有るのか」等、詰問の上、留置した。この明治八年より教祖が帰幽する(明治20年<1887>2月18日<陰暦正月26日>)前年の明治19年(1886)までの12年間に、教祖自らが監獄署・警察署等に留置・拘留された件数は約18回に及んだということである。官憲の弾圧は、教祖のみではなくその家族から側近の幹部、さらには地方で布教に従事する信者にまで波及していったが、特に教祖自身の身に最も苛酷な制裁を加え続けた。

このような厳しい状況にあって、教祖の長男秀司は、教祖の強い反対にもかかわらず官憲の注視を逸すために、時には蒸風呂・宿屋の営業許可を受けたり(明治9年<1876>)、金剛山地福寺配下の転輪王講社を結成して仏式教会の装いをとるなど(明治13年<1880>)、さまざまな手段を講じたが、それらの工作は結果的には何らの効力も発揮しえなかった。

かかる禁圧は、すべて非公認の宗教活動に起因するところから、公認の運動が明治14年(1881)頃より有志の信者によって種々画策されていったが、実現には至らなかった。やがて明治18年(1885)に、中山真之亮初代真柱を中心とする天理教会設立運動が本格的に進められることとなり、苦心のすえ同年五月、神道事務局より直轄六等教会設置の許可を得ることができた。しかし四月に大阪府知事あて提出した「天理教会結収御願」は却下され、さらに七月に「神道天理教会設立御願」を再願したが、これまた却下され、その後、三年の曲折を経て、教祖帰幽後の翌明治21年(1888)4月、東京府知事あて提出した願書が認可を得、ここに念願の教会公認が達成されることになる。(「天理・金光両教団の公認化をめぐる問題」早坂正章(『天理大学学報』145号<1985.03>))

明治7年以降のおやしきの動きと教祖の御苦勞①

『稿本天理教教祖伝』に書かれている「御苦勞」関連の記事を一覧にまとめてみました。「出典」はその記述の根拠となる文献です。

稿本頁	内容	出典
115	「7年陰暦10月のある日」、教祖の命により、仲田、松尾両氏がおふでさき3, 4号を持って、大和神社へ行き、神職と問答をする。	「ひらがな本」P223.
118	<u>7年12月23日(陰11.15)奈良県庁社寺掛、教祖を山村御殿に呼出。</u>	「ひらがな本」P225. 『稿本』とほぼ同内容の記載有。
132	<u>8年9月24日(陰8.25)教祖と秀司に奈良県庁より明日出頭せよとの差紙あり。天理王命という神はない、病気の治る理由等質問有。</u>	「ひらがな本」P239. 呼出し理由等の記載は一切なし。
155	14年9月16日 止宿人届の手違いでまつゑ警察に呼び出される。	「ひらがな本」に記載なし。まつゑ、小東政太郎の名は10.7の項に記載有。
156	<u>14年10月7日(陰8.15)教祖拘引し、手続書、科料50銭。</u>	「ひらがな本」P249. 拘引理由の記載なし。
234	<u>15年2月教祖他に奈良警察から呼出し、教祖科料2円50銭。</u>	「ひらがな本」P257. 『稿本』『ひらがな本』ほぼ同内容。
235	15年5月12日 かんろだい石没収。	「ひらがな本」P251. 「差押物件目録」全文あり。
243	<u>15年10月29日(陰9.18)教祖奈良警察に呼出され、12日位拘留。</u>	「ひらがな本」P259. 拘留原因不明。
255	16年6月1日(陰4.26)、参詣人取締りで警官出張、新治郎手続書	「ひらがな本」P285～295. 『稿本』に新治郎手続書あり。
258-265	16年8月15日(陰7.13)三島村民の願いにより雨乞つとめ、雨降る。 ／ <u>教祖に2円40銭の科料、一晚留置</u> (『稿本』に科料の領収書あり)	「ひらがな本」P295～310「あしきはらい雨たもれ一れつすますかんろだい」。『稿本』「あしきをはらうて どうぞ雨をしっかりとのむ 天理王命」
265	16年10月16日(陰9.16) 巡査出張、教祖を引致、毛布等を戸長方へ	「ひらがな本」P311
無	16年11月1日、新治郎の後見人として鴻田忠三郎就任	『復元37号』P302
266-269	16年11月25日(陰10.26)、御休息所竣工、教祖引っ越し	「ひらがな本」P311、御移りの記載のみ。たまゑ真之亮の記述なし。

稿本頁	内容	出典
269-272	<u>17年3月の御苦勞(奈良監獄)</u> 。帰り人力車数百台。	「ひらがな本」P313～319、宿屋入浴等の記述なし。
272	<u>17年4, 5, 6月. 26日前後教祖を警察に連行</u>	「ひらがな本」P319.
273	<u>17年8月、12日間の御苦勞(奈良監獄)</u> 。お守りが拘引理由	「ひらがな本」P319. 「ふしから芽が出る」等の記述なし。
274	御苦勞の原因は、教会が公認されていないからである。	「ひらがな本」に記載なし。
275	17年5月.梅谷、心学道話講究所天輪王社の表札掲出	『復元47号』P24～27、大阪府宛許可願、及び社則
276	17年9月、大日本天輪教会設立準備	『復元47号』P38～43. 大日本天輪教会規約
無	18年1月、後見人鴻田忠三郎、多忙を理由に辞任	『復元37号』P303
276	17年、村田長平方に教会創立事務所設置	「ひらがな本」P323(明治18年になっている)
276	18年. 教祖、真之亮、菊太郎を同時に背負う	出典見当たらず
P278	18年4月29日大阪府宛天理教会結収御願を提出 (「神道天理教会条規」「改正論告」について『稿本』には記載なし)	「ひらがな本」P321大阪府に教会設置願。6.18不許可。再願、7.3、10.28不許可。再願時に「神道天理教会条規」「改正論告」を添付。
278	18年5月23日、神道本局直轄六等教会許可	「ひらがな本」に記載なし。
279	18年6月20日、金剛寺住職が乱入、真之亮告訴せんとするも許す。	「ひらがな本」P323、『稿本』と同内容。『復元37号』P305に告訴状が出ている。

『稿本』274頁に「御苦勞の原因は、教会が公認されていないからである」という意味のことが書かれて以降は、公認化運動の記述のみになっていきます。

明治16年以降のおやしきの動きと教祖の御苦勞③

稿本	内容	出典
279	18年10月8日(陰9.1)会議中藤村,石崎中座し真之亮等を呼び出す。	「ひらがな本」P323
無	18年8月. 盟約証	『復元47号』P72. 「元天輪王講社を天理教会と為し」
280	18年10月28日、再願不許可時教祖言葉、「真は細いものである・・」。 「しんばしらに...肉を巻け・・・」	「ひらがな本」P325. 「真は細いものである・・・」
282	19年2月. 最後の御苦勞	「ひらがな本」P327. 「カタカナ本」P92. 「不燦然探知簿」
292	19年5月25日、真之亮に呼状(茨木基敬所持のみかぐらうた本の件)。	「ひらがな本」P347
293	19年5月28日、神道管長代理がお屋敷に来る。翌29日、5カ条の請書提出。	「ひらがな本」P349. 「カタカナ本」に請書全文記載有。
294	19年6月16日(陰5.15)巡查、教祖の居間を取調べ。	「ひらがな本」P347
294	教祖、「つとめの手、稽古せよ」と仰せらる。	「真之亮手記」と『稿本』にあるが、「手記」は公開されていない？
295	三輪村の博徒がお屋敷に乱入、平野檜蔵と旧知で、平穩に済みます。	「ひらがな本」P353. 『稿本』の内容は「ひらがな本」そのまま。
296	「ひながたの道を通らねばひながた要らん」の引用。	「おさしづ」M22.11.7
306	20年1月9日(陰19.12.16)教祖、つとめの急き込み	「おさしづ」M20.1.9教祖御話
320	20年1月13日(陰19.12.20)「月日がありてこの世界あり...」	「おさしづ」M20.1.13(陰19.12.20)教祖御話
324	1月18日(陰19.12.25)より毎日つとめ、2月18(陰1.26)教祖隠れる(死)	毎日つとめについて出典はあいまい。

明治17年以降は、ほとんど天理教公認化の動きです。この頃の教祖の逸話は、出典がない『稿本』の創作と思われる内容が多いようです。

公認化の動き－『稿本天理教教祖伝』『稿本中山真之亮伝』記載内容の検討

稿本頁	内容	出典
274	御苦勞の原因は、教会が公認されていないからである。	「ひらがな本」に記載なし。
275	17年5月.梅谷、心学道話講究所天輪王社の表札掲出	『復元47号』P24～27、大阪府宛許可願い、及び社則
276	17年9月、大日本天輪教会設立準備	『復元47号』P38～43. 大日本天輪教会規約
278	18年4月29日大阪府宛天理教会結収御願を提出 (「神道天理教会条規」「改正論告」について『稿本』には記載なし)	「ひらがな本」P321大阪府に教会設置願。6月18日不許可。再願、7月3日、10月28日不許可。再願時に「神道天理教会条規」「改正論告」を添付。
278	18年5月23日、神道本局直轄六等教会許可	「ひらがな本」に記載なし。『復元』に資料なし。
無	18年8月. 盟約証	『復元47号』P72. 「元天輪王講社を天理教会と為し」
293	19年5月28日、神道本局管長代理、お屋敷に来る。翌29日、御請書提出。	「ひらがな本」P349. 「カタカナ本」に請書全文記載有。
『稿本中山真之亮伝』 内容		『真之亮伝』と異なる意見、事実等
P54	20年2月18日、教祖隠れる(死)。2月23日、葬儀執行、斎主守屋秀雄。大神教会についての記述なし。墓地は善福寺(頭光寺山)。	
57	21年3月8日(陰正月26)、一年祭執行。斎主は和爾下神社の巽久延。大神教会より疑義があり、櫛本分署が介入して祭式中止。	大神教会配下であるのにそこを斎主にしなかったため、無許可の集会扱いになり、警察から中止を命じられた。(『ほんあづま311号』P19.八島英雄.1995)
66	21年3月9日、安堵の飯田宅で会議、東京府への神道天理教会設置願提出を決議。	安堵の会議は決裂し、梶本宅に移り、東京出願を決めた。(『道の八十年－松村吉太郎自伝』P42. 『ほんあづま191号』P22.八島英雄.1985)
75	21年4月7日付で東京府宛天理教会所御願提出、神道天理教会規約添付。4月11日、10日付で認可。	「神道天理教会規約」を天理教教会本部は公開していなかったため、『中山みき研究ノート』(八島英雄.1987)にて公開。
89	21年7月23日、奈良県に移転願提出。11月29日(陰10.26)、「かんろだいのちばを囲んでおつとめ」のため、つとめ場所増築の開筵式を執行。	

心学道話講究所
天輪王講社の許可願
—公認化運動の始まり—

当時京都では、明誠組が、心学道話を用いて迫害を避けて居たのに倣うて、明治十七年五月九日（陰曆四月十四日）付、梅谷を社長として心学道話講究所天輪王社の名義で出願した処、五月十七日（陰曆四月二十二日）付「書面願之趣指令スベキ限ニ無之依テ却下候事」但し、願文の次第は差支えなし、との回答であった。それで大阪の順慶町に、天輪王社の標札を出した。（『稿本天理教教祖伝』P275）

心學道話講究所設置及ビ社号御許可願 / 天倫王社

右者今般私共會シテ天倫王社ト号シ人間人道及ビ衛生上之談話仕且ツ月日ヲ奉敬シテ其誠心ヲ求ルタメ左之条々ヲ講究スル而已

第壹条 朝廷ノ御主意ヲ遵奉ノ事 / 第貳条 敬神愛國ヲ旨トスル事

第三条 天理人道ヲ明ラカニスル事 / 第四条 商業上勉強ヲ協カスル事

第五条 衛生上ヲ第一トシ健康有害ナラザル様注意ノ事 / 第六条 鰥寡孤獨癱疾ヲ相助ル事

右六条談話ノタメ前言講究所設置仕度候就テハ普ク聴集スト虽氏集會例及ビ刑法第四百貳拾七条第十貳項ニ抵觸スル義決シテ無之候間右願意御許容ヒ成下度此段社則相添エ連署ヲ以テ奉願候也

但シ許可ノ上ハ連署仕候西田佐兵衛所有ノ地南區順慶町壹丁目九番地ノ内エ講究所設置仕度候

明治十七年五月九日 府下西區薩摩堀東ノ町壹番地 發起人 梅谷四郎兵衛 印

府下西區阿波座中通リ壹丁目六番地 総代 米田駒吉 印

府下東區南久太郎町一丁目三十六番地 全 西田佐兵衛 印

前書之通り申出候間奥印仕候也

西区第五聯合戸長 高田傳右エ門 印 / 南区第三聯合戸長 本出栄三郎 印

東区第六聯合戸長 時永 清 印 / 西区第四聯合戸長 山口佐助 印

大阪府知事 建野郷三 殿

明治十七年の段階では「天輪王社」です。

書面願之趣指令スベキ限ニ無之依テ却下候事

明治十七年五月十七日 大阪府知事 建野郷三 印

『復元47号』P24~26、大阪府宛許可願

「本教祭神」として賢所神靈・天神地祇・歴代皇靈が挙げられています。賢所神靈とは天照大神のことで、他は古来からの神々と歴代天皇です。内容も「三条ノ教則ヲ導奉スベキ事」とあり、教祖の関する記述はどこにもありません。

この頃、北炭屋町では天恵組一番、二番の信者が中心となって、心学道話講究所が作られ、その代表者は、竹内未誉至、森田清蔵の二人であった。九月には、竹内が、更にこれを大きくして大日本天輪教會を設立しようと計画し、先ず、天恵組、真心組、その他大阪の講元に呼び掛け、つゞいて、兵庫、遠江、京都、四国に迄も呼び掛けようとした。／ こうして、道の伸びると共に迫害は益々激しくなり、迫害の激しくなると共に、人々は、教会の公認を得ようと焦慮り、遂に、信者達の定宿にして居た村田長平方に、教会創立事務所の看板をかけるまでに到った。（『稿本天理教教祖伝』P275）

(ホ) 大日本天輪教會規約 / 大日本天輪教會 / **本教祭神**
神道ハ人造ノ宗教ニアサルヲ以テ私ニ偏頼スベキ主神ニアラズ是ヲ以テ明治十四年勅裁ノ旨ヲ奉載シ左ノ神靈ヲ遥拝奉仕スベシ
賢所神靈 / 天神地祇 / 歴代皇靈 / 各自居住ノ神靈ハ日夜敬拝ノ實ヲ盡スベシ
明治十七年 / 第九月 日 / 大日本天輪教會長 / 竹内未誉至

『復元47号』P38

- 大日本天輪教會講社規約
- 第一条一 吾人一身ハ行政官ニ隸シ幽ハ産土ノ神ニ属ス故ニ吾人敬神ノ要ハ先ヅ産土ノ神ヲ崇敬スルニ在リ
 - 第二条一 本教會講社員タルモノハ教會長ヨリ講長以下ノ係員ノ指揮ヲ受可シ
 - 第三条一 三条ノ教則ヲ導奉スベキ事 / 一 教會規則ヲ遵守スベキ事 / 一 大教長部長所長ノ教訓ヲ守ルベキ事
 - 第四条一 神明ニ事ルハ頭事ニ功アルヲ以テ本義トス故ニ其ノ力ニ堪ル所ヲ量リ應分ノ實効ヲ奏スベシコレヲ講社員本分ノ義務トス
 - 第五条一 祭政一致治教同歸ナルヲ以テ政治ニ妨害ヲナスト認ル者ニ交ヲ厚フスルハ神意ニ背ク者ト心得可シ
 - 第六条一 頭功ナケレバ幽助ナキ者ト心得可シ / 第七条一 人事ヲ盡サズシテ猥ニ祈禱ヲ為スハ反テ伸怒ニ觸ル者ト心得可シ
 - 第八条一 世ニ立ち生活スルハ神徳皇恩ト心得可シ
 - 第九条一 身体ノ不潔ナルハ神ノ悪ム所ナレバ必ズ健康ノ害ヲ来ラスモノト心得ベシ
 - 第十条一 儉ハ万善ト本勤ハ百福ノ基ナリト心得可シ / 第十一条一 人ニ若カザルヲ恥ヂザルハ身ハ立ザル者ト心得可シ
 - 第十二条一 人ヲ善道ニ導キ又ハ人ニ恵利スルハ世上ニ生活スルノ天役ト心得可シ
 - 第十三条一 一家和睦セザレハ神明ノ慶福ハ享ケラレザル者ト心得ベシ
 - 第十四条一 各講社トモ講長ニ大教長ヨリ神符ヲ授ケルヲ以テ常ニ敬テ携提ス可シ
 - 第十五条一 説教其他神事ニ関スル一切ノ事項教會所之差圖ヲ受ク可シ / 第十六条一 講社目標ハ神廳質シテ決行可シ
- 右ノ条々厚ク心得夙ニ起夜ニ寝ス公私ノ務メヲ怠ラズ朝夕神前ヲ肅拝スル事怠ラサル可シ / 明治十七年第九月 日

大神教会と天理教の関係

明治17年ないし18年初め頃に天理教は大神教会との間に従属的な関係ができたようです。
明治21年の教祖1年祭のときにその関係がこじれます。

大神教会 おおみわきょうかい

明治18年(1885)から明治21年にわたり、天理教の本部が所属していた宗教団体。明治5年、政府は中央に大教院を設け、地方の神社・寺院を小教院として、三条教則にもとづいて教導させた。大神神社では、これに応じて、明治5年11月24日、神社に小教院を設立した。これがもとになり、大神神社の禰宜に赴任した小島盛可を中心に、明治13年2月18日堺県から認可を受けたのが、大神教会である。当時、神社と講社は人的に密接な関係があったが、明治15年1月24日、官国幣社神官が教導職の兼補を禁止されると、神社として講社を維持することができなくなった。これにより、小島盛可は、大神神社の神職を辞職し、教導職専務となった。明治15年9月、大神教会から神社の分離願いが内務省で許可され、神道事務局配下の組織となった。

天理教と大神教会とがいつから結びついたか明らかではないが、明治18年3、4月にわたり、大神教会の添書を得て、神道管長宛に、中山真之亮以下10名の人々の教導職補命の手続きをとっており（5月20日真之亮教導職試補補命）、関係ができたのはその頃と思われる（『稿本天理教教祖伝』277-278頁）。明治19年5月5日の大神教会からの通知によれば、真之亮が藤村成勝他22名の取締に、鴻田忠三郎が副取締に任命されている。同教会との関係は独立の手段であったことは明確で、同年5月神道管長代理古川豊彭に対して提出した**請書**にも「一教職は中山新治郎の見込を以て神道管長へ具申すべき事 但し地方庁の認可を得るの間は大神教会に属すべき事」とされている（『稿本天理教教祖伝』301頁）。

明治21年3月8日、**教祖1年祭は、同教会の干渉により祭式が中断**された。なお、同年教会設置にあたり、大神教会長亀田加寿美の添書を得て、神道本局に出願し、4月10日付で認可され、大神教会との関係はなくなった。

（『天理教事典第三版』P114）

大神教会との関係は明治18年初期

備考 大神教会との関係は何時頃から生じたものか正確に確かめる事は出来ないが、教師義納金の受取の日付等から推察して明治十八年の初期以来と考へられる。前掲の合計帳の中に

明治十八年五月三十日 / 五圓十三錢

/ 村田方二而諸講祇天輪直轄東京より許可二付一件酒肴諸事買出の代 / 「天理教会扣(ひかえ)帳 事務所」

と言ふのがあるが、或はこれが大神教会との関係の生じた時ではないかとも思はれる。

兎に角大神教会との関係を偲ぶ資料となるもの次に掲ぐ。

尚大神教会に所属しながらも一方東京との交渉は休まず續けて居られる模様であり又寸田、藤村の徒は大阪に天心教会、或はミソウ教会を開かんとする様な気配も見え、諸井氏等は一時の方便として東京に假本部ヲ置くか或は都合によれば遠州に一時直轄教会を設置してはと言ふ様な意見を開陳して居る。

これ等の書類を一括して次に掲げる。

(ロ) 大神教会との関係 / 「大神教会所属教職」 / 甲第貳号

	所属教職一般
兼宇陀郡会計取締	訓導 家雲秀実
全郡会計取締	全 金谷学太郎
全	全 室佐市
兼式上山邊添上添下四郡会計取締	少講義 笠松古輝
兼式下葛上葛下三郡会計取締	全 <u>守屋秀雄</u>
十市郡會計取締	権訓導 田村貢
高井吉野二郡	全 西村綱造
兼廣広平郡二郡	少講義 藤本廣明
権少講義藤村勝成外式拾式名取締	訓導 <u>中山新治郎</u>
全副取締	権訓導 <u>鴻田忠三郎</u>

明治19年の「大神教会所属教職」にある名前で天理教関係と分かるのは、守屋秀雄—守屋筑前の息子、中山新治郎—中山家の戸主、鴻田忠三郎—明治16~18年の間新治郎の後見人の3名です。
 教祖の1年祭のときに大神教会との関係がこじれるのですが、天理教はその関係にあまり触れたくないようです。

右之通申付候条此段及御通達候也 / 明治十九年五月五日 / 大神教会所 印

「天理教」という名前が最初に出て来るのは、明治18年、大阪府に提出した書類に「神道天理教会」と書かれた時です。この時の添付書類、「改正論告」に「天輪を天理にする」とあります。

本格的な教会設置運動の機運はこの頃から漸く動き始め、この年(※明治18年)3月、4月に互り、大神教会の添書を得て、神道管長宛に、眞之亮以下十名の人々の教導職補命の手続きをすると共に、4月と7月の二度、大阪府へ願い出た。

最初は、4月29日(陰暦3月15日)付で、天理教結収御願を、大阪府知事宛提出した。十二下りのお歌一冊、おふでさき第四号及び第十号、この世元初りの話一冊、合わせて四冊の教義書を添付しての出願であった。—中略—

しかし、天理教会結収御願に対する地方庁の認可は容易に下らず、大阪府知事からは、6月18日(陰暦5月6日)付、願の趣聞届け難し。と、却下された。—中略— 翌7月3日(陰暦5月21日)には再度の出願をした。神道天理教会設立御願を大阪府知事宛に提出したのである。この時には、男爵今園国映を担任としての出願であった。(『稿本天理教教祖伝』P277~279)

改正論告 <明治十八年七月>

明治十八年四月二十九日、「天理教会結収御願」を大阪府知事宛提出したが六月十八日に却下された。五月二十三日には神道事務局より直轄六等教会設置の許可を受けたので、七月三日大阪府知事宛再度出願に及んだ。その時に提出された書類の一つに、この「改正論告」がある。／ その第二条に、次のごとく記されている。

「従来我が奉教主神ヲ総称シテ南無天輪王命ト唱ヘタリ、是レ中頃僧侶ノ浸領シタルヨリ此称アルモノニシテ、南無ト言ヘルハ梵語ナリ、**天輪王命トハ神名ニ非ズ、爾後古号ニ復帰シテ天理大神ト尊称スベシ**」(『鴻田忠三郎伝』P41)

この文面からは、官憲への配慮が明瞭に汲み取られるが、「天理大神」の称名が古号云々は別として教内の文書に用いられた例としては、七月三日の再願の際に添えて提出した「神道天理教会条規」と、この「改正論告」とが最初のものではなかろうかと思われる。／ 「神道天理教会条規」では、

「第四条 左ニ記シ奉ル十柱ヲ天理大神ト総称シテ拝敬スヘシ。／国之常立大神・淤母○琉大神・国狭槌大神・月夜見大神・豊雲野大神・阿夜詞志古泥大神・意富斗能地大神・意富斗能辺大神・伊邪那岐大神・伊邪那美大神」(『鴻田忠三郎伝』P44~45)／となっている。(「親神称名私考」早坂正章.『天理教学研究21号』.P93.1981)

明治18年の「盟約証」には、「元天輪王講社ヲ天理教会ト為シ」とあり、名前を替えたことが明記されています。署名をした人の中に山沢為造が入っていません。

盟 約 証

第 壹 条

一 **元天輪王講社ヲ天理教会ト為シ従前之弊害ヲ除却シ純粹之神道ト可為事**

第 貳 条

一 目下之改良ハ表面而已ニ非ラス故ニ神明ニ誓ヒ必ラス実著ニ履行スル事

第 三 条

一 元天輪王講社教典之内社会ニ障碍アル者ハ悉皆廢滅シ純良之教典ヲ編成スル事

第 四 条

一 当分之内三島村五番地之門内へ参拝之為メ来ル者ハ仮ヒ講社員ト○(※いえども)モ出入ヲ嚴禁スル事
但シ創立委員事務ノ為メ出入スルハ此限ニ非ラス

第 五 条

一 元天輪王講社之教典ニシテ改良セサル儘講社中へハ勿論一般信徒へ布教不可為事

第 六 条

一 前第壹条ヨリ第五条迄之要領而已(※のみ)ナラス都而(※すべて)本會之旨趣ニ違フ者ハ速ニ退会セシムヘキ事
右之通り確定盟約スル者也

明治十八年八月

同盟員 中山新次郎 / 同 飯降伊蔵 / 同 中田儀三郎 / 同 辻忠作 / 同 榊井伊三郎 /
同 高井直吉 / 同 鴻田忠三郎 / 同 山本利三郎 / 同 寸田種市 印 / 同 岡田與之助 /
同 石寄正基 / 同 藤村成勝 印

明治17, 8年頃の天理教公認運動の中に、教祖の姿は全く見えません。そんな状況の中で起きたのが、教祖の櫛本分署での拘留です。

この事件の発端になる心勇講は桜井市を中心にした講で、朝出てもお屋敷に着くのは昼前になります。ところが、警察が来たのは午後5時頃といわれています。すでに心勇講の人々は帰っており、残っていたのは講元などだけです。警察にたくさんの方が来ているというのを知らせたのは戸主の真之亮の命を受けた人です。そこで警察は無許可で人が集まったことを問題にして、集会条例違反ということで教祖他を引っ張っていったのです。ところが、教祖は警察での取り調べの中で、「天皇も天皇の先祖も人間、我々百姓も同じ魂」などということを書いてしまい、単なる集会条例違反では済まなくなりましたという事ではないでしょうか。これは八島氏の見方ですが、かなり当たっているような気がいたします。

最大の問題は、最初は教祖を政治犯として捕えようと警察が来たわけではないということです。

心勇講は、おつとめを教祖に見ていただくとおやしきに集まったのですが、教祖はおつとめをやらせてやれと言う、真之亮さんは止めろと言うのです。それを山澤さんは、そんなことをしたら集会条令違反にもなるし、天理教会の公認の妨げにもなるから、警官を呼んで止めてもらったらいいだろうと言ったのです。

こういう事情から、未成年の戸主、真之亮さんが岡田与之助を走らせまして、「警察の旦那、おつとめを皆でやるのを止めてください」と、後で責任を逃れるために警察の旦那に止めてもらおうと考えて呼んできたのです。

先月の話をごく短く言いますと、とうふや旅館でおつとめをしたことは、とうふややおやしきの方は知っていることですが、警察は知らないことです。心勇講のほとんどの人が帰った後に、講元、講脇がおつとめをやって、その後に警察が来たのですから、警察はおつとめを見てもいないし、歌を聞いてもいないのです。

ただ、これは**集会条令違反**になるから、と戸主が言っているのに、「おつとめをやらせてやりなさいと、みき言ったのか」「はい、そうです」「仲田言ったのか」「はい」「榊井言ったのか」「はい」それだけで「けしからん、連れていく」というわけです。

ですから**真之亮さんが訴えて、警察を呼んで、教祖が警察に出頭する。他の弟子たちは教珠繫ぎで腰縄付きで歩いて行く。こういう形で本当に軽い気持ちでいたわけです。**

そこで問題なのは警察の尋問です。これは先月やりましたから省略しますが、**警察での答弁で、「天皇も天皇の先祖も人間、我々百姓も同じ魂」と言ったことがけしからんと、大事になったのです。それで命を縮めるという結果になったのです。**（『ほんあづま400号』P3.八島英雄.2002)

これは八島氏の解釈ですが、最後の御苦勞といわれる櫛本分署での拘留以外は、警察、監獄に留置された理由が不明確である点などを考えると、一考に値するもののような気がいたします。

「たすけでもをかみきとふでいくてなし」と言っておつとめをやる。おつとめをやって真理を知ると、拝み折禱の考えや信仰は吹き飛んでしまうのです。／ それで、おつとめをやらせまい、やらせまいとしている拝み祈禱派が、いざ警察が拝み祈禱の証拠を差し押さえ、金儲けをしているのを弾圧しに来ると、お金を受け取っていない教祖が祈禱を始めたのだ。その根拠は泥海古記だと言って、自分等の祈禱の根拠を書いた泥海古記を、教祖が書いた物として提出する。こういうことを、中山秀司と山澤良治郎と、そして今度は、山澤良治郎と組んで、中山まつゑがやっているのです。／ そしてまつゑが、教祖に対抗して、親戚連合を作り、その後ろ盾に頼んだ前川半七との間に関係が出来、妊娠するという不祥事が起こりまして、その処置の上から亡くなるという事件が、十五年に、まつゑの死亡という形で出てくるのです。そして、翌十六年には、山澤良治郎も亡くなるのです。これは、「十人のなかに三人かたうでわ 火水風ともしりそくとしれ（六一21）」というおふでさきで、この事は前もって、こんな事ではいかんといましめられていたことです。

そういう状況が、転輪王講社、そしてその後、**十八年から神道教会になった時には、教祖がおつとめを教えると、神道教会としての運営に差し障りがあるから、おつとめをやらそうとした教祖を、警察を呼んで突き出した。**というのが「教祖の警察へのご苦勞」になるのです。／ これは皆、明治十六年までは、山澤良治郎の指導で、中山家の戸主が教祖への反対者として、警察を呼ぶというような事やってしまうのです。

この、立会人などと書いてある（※明治15年の「甘露台石差押物件目録」のこと）ことなど、前年に出した手続書（※明治14年9月の「山澤良治郎名手続書」）によって突然来て、持っていくなどと言う事は考えられないのです。教祖が「かんろだい」をどんどん作っているのを、「この様な拝み祈禱に使った物が、家にありますよ」と、戸主が連絡したから戸主の罪にならないで、立会人で済んだ、と古老たちも語っているのです。

たぶんこれは、まつゑが山澤良治郎にそそのかされて、警察に「この様々拝み祈禱の物が、我が家の庭にありますよ」と言って知らせた結果、こういう事になったのだと思います。この書類は、戸主が咎められていないという書類なのです。／ そういう点をよく見れば、**教祖の教えは、直接弾圧できないように、教祖は実に見事にやっているのに、拝み祈禱で金儲けをした人間が、全部拝み折禱を教祖が始めたのだという書類ですり替え、教祖が弾圧を受ける形にしてしまつたのです。**／ ひながたを通るには、教祖のひながたを、よく知って通らなければいけないのではないかと思うのです。（『ほんあづま375号』P22. 八島英雄. 2000）

櫟本分署、最後の御苦労の真実—神道天理教会が警察を呼んで、教祖を警察に突き出し、命を縮めた

時は、天理大学が東本大教会を宿舎にして、柔道の全国大会に出場し、優勝し（※1973年か1974年、両年共全国優勝）、東本大教会の三階大広間で優勝祝賀会が始まった時である。人は天理柔道の総帥、中山正信氏からの電話である。急いで東本へ行き、三階の会場に顔を出すと、挨拶もそこそこに「二人だけになれる所があるか」と言うので、一階の青年会ホールへ行き、二人だけの話になり深夜に至るまで続いた。／ 『ほんあづま』の論調が、『稿本天理教教祖伝』のフィクションの洗い直しを進めて、すでに、こかんさんの大阪布教が、作り話である事が誌上で証明されていたのである。

分家「あまり教祖伝をほじくるなよ。」**八島**「今、内部から発表しなければ取返しがつかなくなります。外部からあばかれたらどうします。山本周五郎が『樅の木は残った』という小説を書いたから、極悪人原田甲斐が、実は仙台藩を救った忠臣であったと、常識が変わっています。今までの日本は天皇制軍国主義の思想統制があつて真実が説けなかった。今から真実を説く、教祖伝の編纂をやり直す、と教会本部が発表すれば、混乱は起こりません。教内はうす／＼気づいていながら、何時本部が真実を言ってくれるか待っているのです。後れたら皆が背を向けます。そうなったら取返しがつきません。」**分家**「八島が知っている嘘だけではないのだ。真実を知ったら皆が怒って、我々を中庭に引き出して殺すだろう。」**八島**「本部から発表すればそんな事は起こりません。」

豪気な御分家中山正信氏の言葉の中に怯えを感じた。私の頭の中に、戦後ニュースで見た、イタリアのムッソリーニがパルチザンに殺され、逆さ吊りにされた場面が走馬灯のように走った。／ 実はこれは短くするために「私の脳裏を走った」と言ったのですが、御分家（正信）が、自分の言葉でムッソリーニのように殴り殺されるのだ、という表現までこの時使っていたのです。—中略—

中山正信先生と私との間に、急速にやると混乱が起こるから、ゆっくりやってくれという話になったのです。

永尾廣海の暴走が分家を破滅させた／ 『ほんあづま』で教祖伝のこういう真実、山沢氏が教祖を陥れるために書いた手続書が原因で、教祖は何度でも捕らえられたのだという事実もゆっくりと、すぐには発表しないように時間をかけて、むしろ教祖の命を縮めた**櫟本分署へ捕らえられた時に、山沢良治郎(※山澤為造の間違い。良治郎は明治16年に亡くなっている)が真之亮さんに命じ、真之亮さんは岡田与之助に命じて、警察を呼んだということ、そして、神道天理教会が警察を呼んで、教祖を警察に突き出し、命を縮めた**ということのほうが先に出されましても、混乱が起こらない。そういう状況の下で今回最初の警察の御苦労の原因になった書類までを、きちんと出しまして、混乱が起こらないように、暴動が起こらないように、ゆっくりと順序を経て、発表をする段取りを進めていたのです。／ 正信先生との話し合いを知らない者が、自分たちの悪事が暴かれているのではないかという脅えで、ちょっと走り過ぎで、八島を陥れたら自分たちの罪は暴かれないですむのではないか、などと愚かにも考えた永尾広海本部員さんの、正信さんの心も、こういう事実も知らない、勝手な暴走が、裁判所で真相が明らかにされるようなことになり、逆に中山正信さんの命を縮めるような結果になってしまったのです。（『ほんあづま377号』P12. 八島英雄. 2000）

「永尾廣海の暴走が分家を破滅させた」とは具体的にはどういう事か

前のページにある「永尾廣海の暴走」とはということなのでしょうか。

永尾広海氏は八島英雄罷免が決定された昭和61(1986)年当時、教義及び史料集成部主任で、教団の教義に関する実質的な最高責任者の地位にあり、また罷免を決める審判会の委員長でありました。

下の文には、八島氏自身がまとめた罷免に至る経過とその後の裁判での様子が書かれています。八島氏の「各教会も本部のように社をやめて『かんろだい』にしよう」という提案を端緒に、非常に速い動きで八島氏の罷免、代わる会長の任命、登記が行われています。この動きを主導したのが、永尾広海氏でした。

「天理教教規」には、第七条で「天理教の教義は、原典及びこれに基づいて天理教教会本部が編述し、真柱が裁定した天理教教典に依る」と記されています。しかし、天理教教典の中身は、原典が説く本来の教祖の教えとはかけ離れています。この差を埋める作業が八島氏の教学研究の姿勢であり、「教団の神道化と教祖の教え」の間の矛盾を問うことになって行きます。

これに対し、永尾氏は八島氏の罷免、教団から排除するという挙に出たわけです。結果的にこの動きは天理教学、天理教研究が出来ない状況を教団内に生み出しました。

昭和六十年、櫛本分署跡保存会代表になっていた八島英雄は『ほんあづま』十二月号誌上で、教祖百年祭を機に、教会本部と同じように、各教会も天皇の先祖の鏡を神道式の社に祀ることをやめて、かんろだいを教会の目標にすべきであると提案した。十二月二十九日、表統領の代理と称する東本大教会役員三名が本吾嬭分教会へ来て、『ほんあづま』の記事は教祖の教えには合っているが、教会本部の教え『天理教教典』に外れているから、既刊の『ほんあづま』数十万冊をすべて回収して、教会長を辞任して、真柱にお詫びしろ」と言った。八島の答「真柱に心配かけた事は詫びるが『ほんあづま』の回収も、教会長辞任も承知できない」と物別れになった。／その後ひそかに八島を審判会で罷免し、東本大教会役員舛岡某を本嬭原分教会代表役員に任命、即日登記、本嬭原分教会は月次祭当日に裁判所に差し押さえられた。本部と大教会が立退き要求の訴えを起こしたからである。八島は、地位保全の訴えで対抗し、法廷で、八島の罷免を決定した審判会委員長永尾廣海は「八島は『みちのとも』連載当時から異端だ、私か罷免した」と大見得を切ったが、二十五年前のゲラ刷り原稿を目の前に突き付けられて、青くなって立往生し、心臓の不調を訴えて、憩の家病院に逃げ込んだままになっていた。／永尾に先立つ公判で、八島を処分した当時の天理教表統領であった清水国雄が証言した。「櫛本分署跡の修理保存は、天理教信仰の根幹に関わるから、させることはできない」と言明した。そして続いて、「八島教学を公式に異端と言った者は一人も居ない。真柱を始め、教会本部の教義及び史料集成部も、天理大学、天理教校等公式機関で八島を異端と言った者は居ない」と証言したが、本部に帰って、他の本部員たちに何故本部が不利になる本当の事を証言したのかと責められ、憩の家病院で静養している。（『ほんあづま405号』巻頭言. 2002. 八島英雄）

八島英雄氏の罷免は永尾広海氏の独断で決定された！

平成6(1994)年9月29日に行われた第30回口頭弁論調書の一部として、「永尾広海証人調書」があり、八島氏の代理人と永尾広海氏のやり取りが収録されています。八島氏の罷免は永尾氏の独断であったことがここに記されています。八島氏はこれを「暴走」と表現したのです。

原告（併合事件被告）代理人

天理教の中である人がある出版物を出したりして、そして、それが教理にはずれておるかはずれてないかというようなことを審査するのはどこですか。

永尾 審判会の委員長がやったり、それから出版物でしたら主査室というのがありますね、主査室で刊行物を見ますから、だからそういうところで判断を下していった、それを行動に表しておるのが、結局審判会の審決にもとづいて、表統領でございますから。

本件について、八島さんのいろいろな出版物について、先程主査室の人が審判会に出席しておったという話ですけれども、八島さんの著作についてこれが教理上どういうふうの問題があるのか、教理にはずれているのかはずれていないのかというようなことについて、表統領なりから主査室に正式に諮問がなされて、そしてその結論が出たというような事実はあるんですか。

それは私の関与すべき問題ではありません。

いや、そういう事実があるかないかを聞いてるんです。／ **それは私の関与する問題ではありませんと。**

裁判長 ご存じなんですか。／ **知らない、言葉を変えて言えば。**

原告（併合事件被告）代理人 / **知らないんですか。／ ええ。**

審判会が判断する前に、そういう問題であれば、あなたが言われたように主査室がきちっとした結論を出してからなんじゃないですか。

必ずしもその必要はありません。あまりにも明らかな、教理上から言うと異説に近いという表現をあえてしますが、教理の上から申したら見逃せないような状態にあると、それは主査室がもちろん検閲するんですけれども、主査室が言わなければやれないんじゃないし、現実にもそういう出版物が出てほかにいろいろと影響を与えてる現状を見た場合に、これは放っておけないと、それだから直属教会長から願い出てきてるんですから。私は直属教会長が我が子を処罰してくれというのは容易ならん思いがあると思うんです。

厳密な意味で教理にはずれているかいないかということについては、やはり教内のしかるべき機関が判断しなければならないんじゃないんですか。

あまりにもはっきりしよったら、会議にかける必要もありません。先程申しましたように、親神様ということが一番大切であるにもかかわらずそれに一言も触れていかないと、そういうようなことにないますから、先程申しましたように、根本教理に触れたことをあえて文字に書いてるんですから、これはもう論外です。（「平成6年9月29日永尾広海証人（一回）」. P59. 東京地方裁判所民事第八部） 17

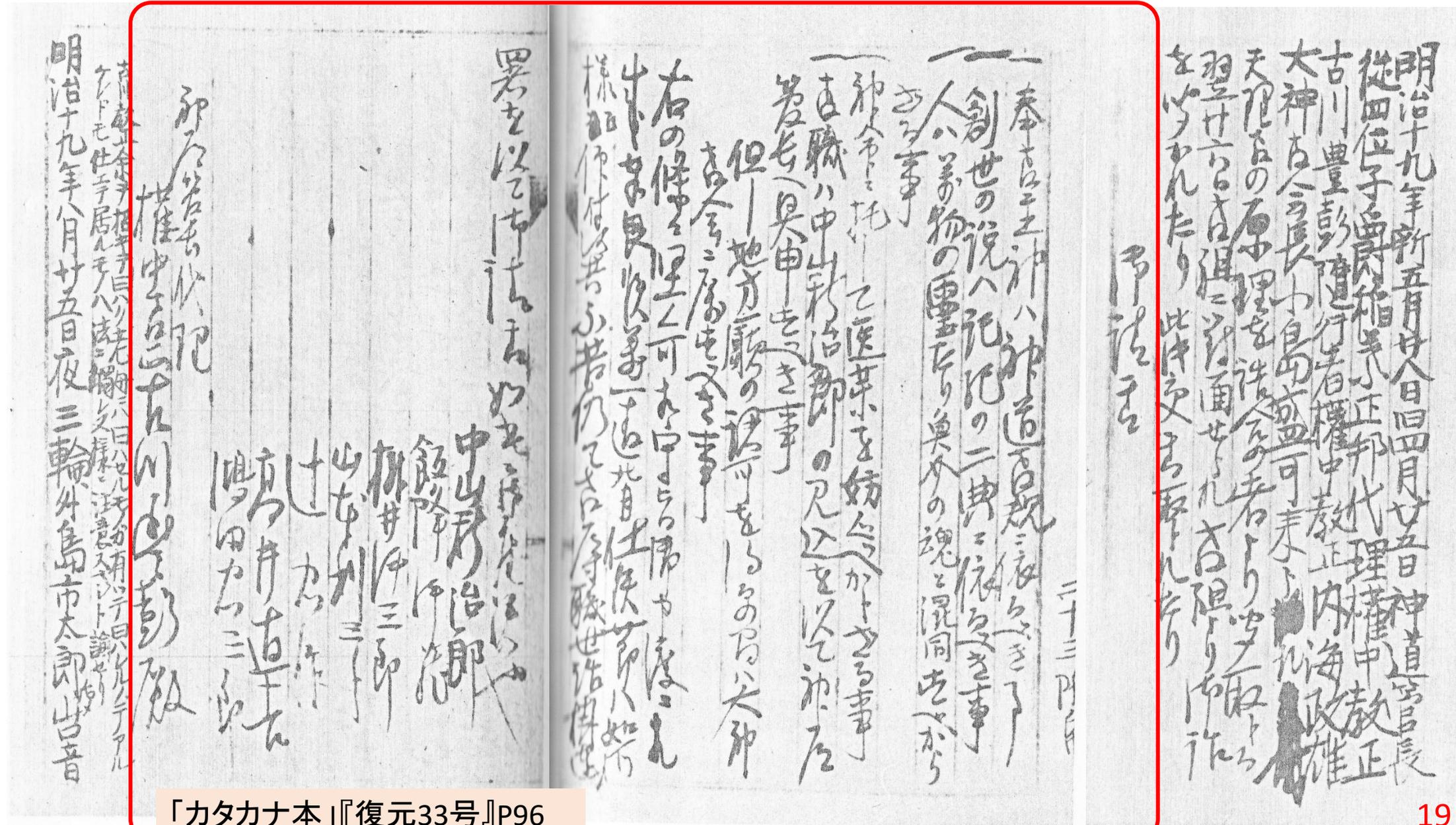
「平成6年9月29日永尾広海証人(一回)」調書の最終ページに永尾氏の経歴が出ています。常に教義畑の要職にいたことが分かります。

証人 永尾広海の略歴

1	明治四三年	九月二八日		生	
2	昭和三年	三月二日		おさづけの理拝戴	
3	昭和七年	一〇月一〇日		天理教教師補命	
4	昭和一〇年	三月三〇日		東京帝国大学文学部宗教学宗教史学科卒業	
5	昭和一〇年	九月一日		天理教教会本部青年拝命 (以来、教会本部勤務 現在に至る)	
6	自昭和一五年	一月一五日	至昭和一九年	五月一七日	財団法人天理教いちれつ会理事
7	自昭和二三年	六月五日	至昭和二三年	一二月二五日	財団法人天理教一れつ会常任理事 (いちれつ会改称)
8	自昭和二八年	八月二六日	至昭和四九年	一〇月三〇日	財団法人天理教一れつ会理事長
9	自昭和二八年	八月二六日	至昭和六一年	四月二六日	天理教教庁常詰
10	自昭和二八年	八月二六日	至昭和六〇年	三月三一日	天理大学文学部宗教学科講師
11	昭和三一年	四月一八日			教会本部准員拝命
12	自昭和三六年	五月二六日	至昭和三七年	一〇月二六日	天理教校長兼本科主任 (一れつ会理事長在職のまま)
13	昭和三七年	四月一八日			教会本部本部員拝命
14	自昭和三七年	一〇月二六日	至	現在	天理教校本科講師
15	自昭和四一年	四月一日	至昭和六二年	二月二五日	財団法人天理よろづ相談所理事
16	自昭和四五年	一〇月一日	至昭和四九年	一〇月二六日	天理教道友社社長
17	自昭和五二年	一二月二六日	至昭和五五年	一二月一日	主査室主査
18	自昭和四一年	一〇月二六日	至昭和五九年	一〇月三一日	学校法人天理大学理事長
19	自昭和五八年	一二月二六日	至昭和六一年	八月一日	審判会委員 (昭和五九年八月二七日互選により委員長)
20	自昭和五九年	一二月一日			教会本部教義及史料集成部勤務 (部員)
21	自昭和六二年	五月二六日	至	現在	教会本部教義及史料集成部主任

櫛本分署での取り調べの結果として提出
させられた五カ条の請書

明治31年頃の作とされる中山新治郎の「稿本教祖様御伝(カタカナ本)」には
「御請書(五カ条の請書)」全文が出ています。



「カタカナ本」『復元33号』P96

明治19年5月29日に神道本局に対して提出された御請書

以下は私の推測に過ぎませんが、樺本分署での取調べの結果を問題視した警察は、それをおやしきの上級教會的立場にある大神教會に伝え、大神教會は神道本局に伝えたのではないのでしょうか。神道本局は現地調査する必要を感じ、大神教會を宿にしてお屋敷にやってきて、教祖の話聞き、そこで教団幹部に出させたのが五箇条の請書であったのです。

5月28日（陰曆4月25日）には、神道管長稲葉正邦の代理、権中教正古川豊彭、随行として、権中教正内海正雄、大神教會会長、小島盛可の三名が、取調べのためお屋敷へやって来た。その日は、取次から教理を聞き、翌二十九日、教祖にお目にかゝり種々と質問したが、教祖は、諄諄と教えの理を説かれた。／あとで、古川教正が眞之亮をさし招いて、この人は、言わせるものがあって言われるのであるから、側に居るものが、法に触れぬよう、能く注意せんければならん。と言った。／この時、五か条の請書を提出した。（『稿本天理教教祖伝』）

御請書

- 一 奉教主神は神道教規に依るべき事
- 一 創世の脱は記紀の二典に依るべき事
- 一 人は萬物の靈たり魚介の魂と混同すべからざる事
- 一 神命に托して医薬を妨ぐべからざる事
- 一 教職は中山新治郎の見込を以て神道管長へ具申すべき事

但し地方廳の認可を得るの間は大神教會に属すべき事

右の條々堅く可相守旨御申渡に相成奉畏候萬一違背仕候節は如何様御仰付候共不苦仍て教導職世話掛連署を以て御請書如此御座候也

中山新治郎/飯降伊蔵/榊井伊三郎/山本利三郎/辻忠作/高井直吉/鴻田忠三郎
神道管長代理 / 権中教正 古川豊彭殿

『復元47号』P237

そこに署名しているのは、中山新治郎、飯降伊蔵、榊井伊三郎、山本利三郎、辻忠作、高井直吉、鴻田忠三郎です。この中で神道の教理を説きそうなのは、中山新治郎と鴻田忠三郎（名義人）だけ、戸主と後見人だけ。あとは絶対に神道を説きそうもない、教祖の教えを命がけで説いてしまいそうな人が署名しているのです。／この人たちが何故署名したのですか、とよく聞かれます。／署名させる方は、最初から神道管長の言うことを聞いて記紀神話を説きますという人には、署名しろとは言わないのです。／教祖の弟子だ。そんな迷信は説きませんと言っている人間に、それではまた、「みき」を警察に連れて行く事になるぞ、署名せい、と、このように迫ったのが、この書類になっているのです。／天皇制国家で栄えようとしたら、ここに書いているように、魚介の魂とは違ふと説け、というのは、教祖が「天皇も天皇の先祖も人間です。我々百姓と同じ魂」と言ったことが最大の問題なのです。／天皇国家にとりましては、「天皇の魂と庶民の魂が同じであっては、けしからん」なのです。（『ほんあづま400号』P10. 八島英雄。〈2002.06〉）

教祖の葬式

櫛本分署からおやしきに戻られた教祖は、その後一步もおやしきの外に出られることなく、明治20年2月18日(陰正月26)に身を隠されます。

教祖の葬儀は明治20年2月23日(陰2.1)に行われました。墓所は他の場所の検討も行われましたが、善福寺にある中山家先祖の墓に決まりました。葬祭は神道式で行われましたので、それを仏寺に入れるという事で問題もあったようです。齋主の守屋、笠松は大神教会所属教師でもあったので、大神教会が式を運営したことになったと思われます。

身はかくすが魂はこのやしきに留まって、生前同様よろづたすけをする。この身體は、ちょうど、身に付けてある衣服のようなもの、古くなったから脱ぎ捨てたまでの事、捨てた衣服には何の理も無いのだから、何處へ捨てゝもよい。(「ひとことはなし二」による)

という意味の御指示があって、こゝにいよ／＼、遺骸は古着同様との理の上から決心を定めることゝなり、当時の墓地として、中山家先祖の坐す頭光寺山の墓所に葬ることに決まった。といえども、月日のやしろたる教祖の御墓所という上から思えば、御改葬は、言わず語らずのうちに、人々の心の中にあった。

特に、真之亮は、胸中深く他日を誓って、この草深くいぶせき墓所に、しばしお留まり頂く事を、教祖の御霊にお許し願うた。こうして、いよ／＼御葬祭の準備に取り掛かり、棺も特に頑丈に造り、部内にも通達して、葬祭を執り行うたのは、二月二十三日(陰暦二月一日)であった。

齋主は守屋秀雄、副齋主は、笠松古輝、謚名は眞道彌廣言知女命と称え、全國から寄り集うた信者の面々は、無慮五萬以上。近郷近在の民家は皆旅宿と變わり、當日、おやしきの周囲から頭光寺山にかけては、人で人で、身動きさえ出来かねる程であった。

こうして、教祖の御葬祭は済んだ。しかし、月日の心は生きて元のやしきに留まり、いつ／＼までも世界たすけの上に、お働き下さる事となった。(『稿本中山真之亮伝』P54. 1963.)

「昨年の葬祭の時には、大神教会が出て来て勤めたるに、今度、この大神教会を抜きにして勤めようとは怪しからん次第なり。」と言った。(『稿本中山真之亮伝』P58. 1963.)

教祖一年祭の事情 — 大神教会に訴えられて集会条例違反で散会

「教祖1年祭は、同教会(大神教会)の干渉により祭式が中断」と『天理教事典』にはありますが、天理教的に言えば、上級教会を無視して祭事を行おうとしたために、大神教会に「俺は知らん」と居直られて無許可の集会ということになり、集会条例違反で警察に止められたのです。

・・・集会条例があるわけですから、他人の信者達が教祖の葬式に参列するためには、教会の行事にしなければならなかったのです。／ 公認を受けている教会の行事ということにして、初めて他人まで葬儀に参列できるという状態だったのです。／ 大神教会の所属教師、中山新治郎の祖母という形で葬儀を行なって、神道教会の行事として人を集めたのです。／ ですから、一年祭の事情も同じで、中山新治郎の祖母の年祭を、神道大神教会の行事として行なえば、赤の他人が大勢参列しても構わないのです。

大神教会では教会の行事として頼みにくると思って準備をして、明日が一年祭と思っていたのに全く頼みに来ない、どうしたのかというわけでお屋敷へ来たのです。／ すると、真之亮さんは「私も神道教会の教師であり、一年で大きく成り、人手もある。神主さんは和爾下神社の巽久延という人を祭主に頼み、あとは神道天理教会です」ということなのですが、神道天理教会というのをまだ警察は認めていないのです。

つまり、神道天理教会の行事では無届けの集会ということになってしまうわけです。／ ですから、一年祭の時に頼まれなかった大神教会の会長が、「こんなことでよいのか」と言ったら、真之亮さんは「勝手にする」と、切り口上をお互いに出したので、大神教会が「一年祭は大神教会の行事ではありません」と警察へ届けたのです。／ **そこで、警察は集会条例違反というわけで、親族はよいが親族以外は出ていけという処置をとった**のです。(『ほんあづま311号』P19.八島英雄.1995)

教祖一年祭後の会議のようす 安堵から梶本へ移動して決定

『中山真之亮伝』では安堵に集まった人々の意見で東京出願が決定したと書いてあります。安堵では決裂したため、櫛本の梶本家に再集合して決まったと書いたのでは集まった人たちの総意ではなかったことになり、それを避けたのでしょうか。『略伝』も梶本へ移動したことには触れていません。本部に気を使ったのでしょうか。

おやしきに於ては、こう巡査が出入りして取り締まるのでは、それも到底出来兼ねるので、安堵村なる飯田家がよかろう、という事になり、前日とは打って変わった大風雨の中を、一人抜け二人抜け、前川一人を留守居として、全員安堵に集まった。

誰も彼も、雨に濡れたり、傘を飛ばしたりで、満足な姿の者は一人も無い。集まる程に、話は自ずと昨日の警官の暴状となり、誰一人切齒扼腕（せっしやくわん）しない者は無い。／ さて、全員揃ったので、いよ／＼会議を開いた。あたかも、前年十一月四日、奈良縣が再び設置されたので、そこへ願い出ても、との説もあったが、大阪府へ再三出願しては却下された苦い経験もあるので、再置早々の奈良縣とて同様であろう。とて、一先ず上京して、本局員の助力を得て、東京府に於て設置を出願しよう。そして許可を得た上で、奈良縣へ移轄を願い出るのがよい。という事に議論一決し、至急上京しようという事で、散會した。（『稿本中山真之亮伝』1963. P67）

飯田家の記録『略伝』では、

『飯田岩次郎御伝記』P34.一瀬幸三.1988

教祖の一年祭をすませ、次いで公然教会所を東京にて名高き所に部属し、出願せんと、その相談せんとするも巡査の見廻りきびしくして、集合する場所なく、止むなく国々の熱心家は、四十人程、おもひおもひに姿を商人に擬し、又は札所参りに、或いは漁夫に装い、蓑笠を着しなどして、人目にたためよう一人二人づ道を替へ、飯田家に集まり協議の末、東京へ上って出願の手続きなす事とハないぬ。

この飯田家の会議は、国家神道を信奉しようとする迎合派と、みき様の教理のご精神を絶対とする正統派と二つに分れたのである。 —中略— / 松村吉太郎人郎による「教会設置当時の思い出」（『復元』第十七号＝昭和25年7月刊）には、慌しい地場の様子が具体的に描かれている。

今日二十一年の時(お地場に於いて、教祖一年祭が執行された時のこと)父が、えらい事やと言うて逃げて帰ってきました。「えらい事や、お地場にじっと居られんから戻ってきた」と言うので、「あとどうなった」と訊ねたら、「そんな事知らん」と言うので、「そんな不親切な事があるか、何故後を見定めてきなさらんかった」と言うので、「そんな事言うならお前行け」と言うので、早速お地場へきてみると、こゝは警察が来るからと、皆安堵村へ行ったあとやった。そこですぐ安堵村へ行ってみると、ここも危険だからと言うので、櫛本へ行ったとのことで、又、櫛本へ走った。そこには、前管長も居られて、平野・山本・高井・岡田・清水・増野・鴻田・榎井さんらが居、諸井さんも未だ外に居た。

官憲の目が光っているからと、わざわざ本部から八キロの飯田家まで出かけ、あとになって、櫛本分署に近い梶本家へ集ったのは、危険ではないかと思われるが、新治郎らは国家神道に追随する方針を固めていたので、警察のお咎めは気にしなかった。

一年祭だからと言って各地から寄ってきた講元たちにとりましては、教祖の一年祭さえ、警察の弾圧でできないという状態ではこれから先布教がむずかしいから、何とかしなければという思いで翌日皆で相談しようということになったのです。／ お屋敷には警官がいる、幸いちょっと離れた安堵村の飯田さんの所は、家も広いし、あそこなら警察も来ないということで、嵐について大ぜいの人たちが、何とかして教祖の教えを取り次ごうということで会議に集まってきたわけです。／ それで初めのうちは、どんなことをしても教祖の教えを取り次ごうという話が出ていたのですが、途中から真之亮さんが、もうこれでは布教できないから、**教祖の教えを説かないことにし、天皇の先祖を神々として祀って国の方針である服従を説きますという書類を出せば、すぐ東京で許可が出る**ことになっているから、それで教会をつくろうと提案するわけです。／ それに対して大部分の講社の人、私たちは教祖の教えを何とかして教えようと思うから、こうやって嵐について集まったんじゃないか、それなのに教祖の話はもうやめようなどという、そんなばかな話があるかと言って解散してしまっただけです。／ 松村吉太郎先生は遅刻して安堵村に参りましたので、着いたときにはもう誰もいなかったのです。どこへ行ったか聞いたら、初代真柱さんは梶本へ行った、それじゃというので行きましたら、もう東京へ出願しようとしている人たちが寄っていたのです。中には何人か、何とかして教祖の教えを説こうという人たちもいたのです。／ けれども話は東京に出願することに決まっていたのです。／ それで出願するならば、中山みきという名前は一切出さず、みかぐらうたも教えない、難渋だすけ、一れつ兄弟も説かない、もう奈良という住所まで一切出さずにやろうということになったのです。（『ほんあづま191号』P22.八島英雄.1985）

四日は、いよ／＼四名を引連れて稲葉管長邸に挨拶のため訪問、つづいて神道本局へ添書請願の願書を提出し、管長に対面した。こうして、五日には神道本局管長の添書も人手出来たので、五日に一旦提出。更に、信徒總代の印鑑を整備の上、いよ／＼、下谷區役所経由、東京府知事宛、天理教會所設置御願の願書を提出した。これには、**神道天理教會規約**が添附されて居た。日付は下谷區経由の日時で、四月七日付になって居た。／ こうして、七日午前には、東京府廳に出願して一同ホツとした。

ところが、即日、九日に尋問の件があるから、府廳へ出頭せよ、との差紙が来た。こうして、九日、真之亮が、四名同行にて出頭した處、小河社寺掛の曰く、／「規約の第十二條に、神符という文字があるが、これはかねてから内務省の達しによって禁ぜられて居る處であるから、神符授與などとても出来る事ではありません。」／と。これに対して、真之亮は、「神道教規の第九條に、第九條に神符ヲ授與、という一項がありますから、これによって書きました。」／と。社寺掛は、「何と言われても、神符という字があるのでは、とても受理は出来ません。」／と。よって、筆を借りて、これを神供と訂正の上、提出。／「よろしく願います。」／と、依頼して歸った。／すると、四月十一日になって、／ 「書真願之趣聞届候事 / 明治廿一年四月十日 / 東京府知事男爵高崎五六」と、待望の認可が来た。（『稿本中山真之亮伝』1963. P 74）

「天理教」では明治21年東京府への出願文書、『天理教会設置御願』の内容を公開していません。『中山みき研究ノート』に発表されたのは、天理教関係文献収集家の一瀬幸三氏が東京都公文書館に保存されていたものを見つけ出したものです。

『天理教会設置御願』を櫛本分署跡参考館から教祖伝資料として公表する。明治二十一年四月十日、天理教が公式に布教の許可を得るために東京府に願い出て許可された書類である。天理教教会本部は明治二十一年に許可書としてこれを受け取りながら、未だに教会長にも信者にも公表していないものである。

今回公表されるのは東京府に提出された願書で、処分をまぬがれ公文書館に残されていたものである。公表されていないのは、公表したくない内容だからである。例をあげれば、

神道天理教会規約 第壹章 主旨、

第一条 本会ヲ名テ神道天理教会ト称ス 第二条 本会ハ神道本局ニ部属シテ惟神ノ大道ヲ宣揚スルヲ目的トス

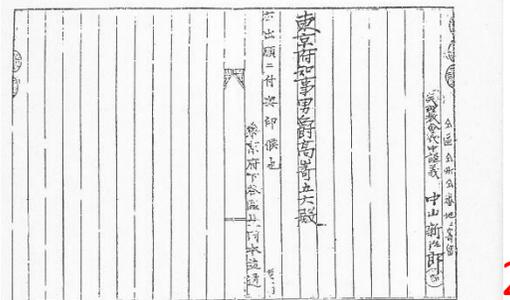
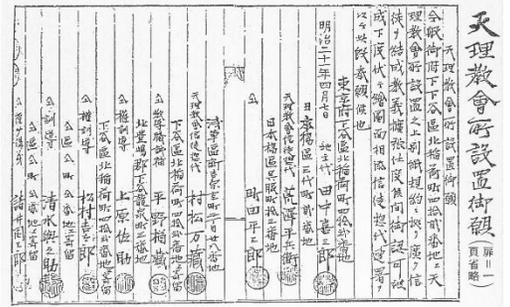
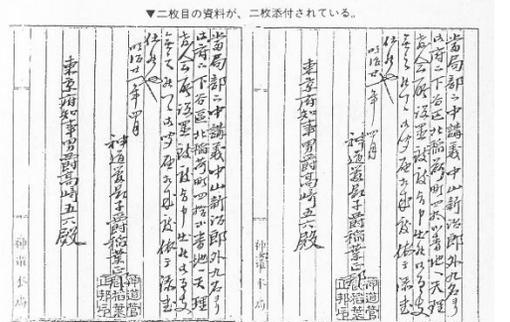
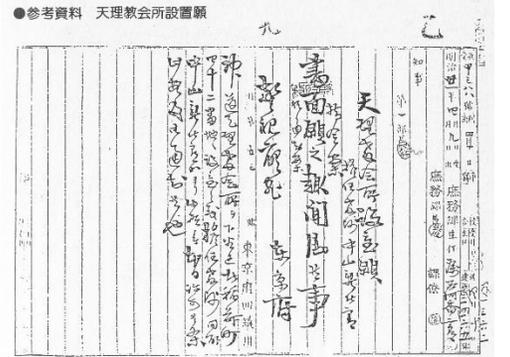
第三条 神道教規第二条ノ祭神ヲ奉戴シ殊ニ、国常立神、豊雲野神、意富斗能地神、大斗乃辨神、泌母蛇琉神、阿夜詞志古泥神、伊邪那岐神、伊邪那美神、国之狭土神、月夜見神、／ 右十柱大神ヲ奉教主神トシ表名祭祀ス

以上の三条が主旨であり第弍章は第四条から第十九条まで会則となっているが、第七条、三条教憲ハ終身之ヲ遵奉スベシ 第八条 信徒タルモノハ神道教規ハ勿論此規約ハ違背ス可カラズ とあるが、教祖の名も、天保九年に、大和の庄屋敷で始まったこともどこをさがしても出ていない。教祖の教通り、たすけ一条の心を定めれば、今、ここで、私が神の心を持つ神の社であるという教えは、みかぐらうたの一節さえも出ていない。

各地に教会が設置されたが皆この規約にならってそれぞれの規約を作った。そして、信仰者達には教祖の教を説く教会と装ったのである。明治四十一年天皇公認宗教となった後も教規と教典はこの態度を踏襲したのである。

戦後、復元が打出された後、教祖の教に向かって、復元の歩みを進めるための、戦前の惟神の道よりはまだましな、暫定的なものとして、『天理教教典』を編纂し、大日本帝国憲法に類する教規を示して、宗教法人天理教を組織したのである。復元をもっと進めることが前提であって、外れた者は追放するという基準にはしないと、当時の集会で説明があった筈である。／ 教祖の教に同意して、生涯を捧げる心を定めたのであって、教規に同意して財産を宗教法人名義にしたのではない。（『ほんあづま213号』巻頭言. 1986. 11. 八島英雄）

天理教会所設置願①



●参考資料 天理教会所設置願の内容

受教 甲三八八号 決判 四月十日 写淨 合格 受付 主任 達送 四月十日 第二四六号

明治廿一年四月九日(受) 庶務課主任 石河香二郎(印)
庶務課長(印) 課僚(印)

知事 第一部長(印)

天理教会所設置願
担任教師 中山新次郎
書面願之趣聞届候事
既通知案
警視庁宛
東京府

神道天理教会所ヲ下谷区北稲荷町
四十二番地設置之義担任教師同所
中山新次郎外ヨリ出願ニ付本日許可候条
此段及御通知候也

●参考資料 天理教会所設置願の内容

天理教会所設置御願
今般御府下下谷区北稲荷町四拾貳番地工天理
教会所設置之上別紙規約ニ拠リ広ク信徒ヲ結
成教義拡張仕度候間御認可被成下度伏テ絵図
面相添信徒惣代連署ヲ以テ此段奉願候也
東京府下谷区北稲荷町四拾貳番地
明治二十一年四月七日 地主代 田中喜三郎(印)
日本橋区三代町貳番地
天理教会信徒惣代 荒沢平兵衛(印)
日本橋区呉服町拾三番地

- 町田平三郎(印)
- 同 浅草区新吉原京町二丁目廿八番地
- 同 村松 万蔵(印)
- 同 下谷区北稲荷町四拾貳番地工寄留
- 同教導職試補 平野 檜蔵(印)
- 同 北豊嶋郡下谷竜泉町三番地
- 同権訓導 上原 佐助(印)
- 同 下谷区北稲荷町四拾貳番地工寄留
- 同権訓導 松村吉太郎(印)
- 同区 同町 同番地工寄留

官一三六二

●参考資料 天理教会所設置願

当局部下中講義中山新治郎外九名ヨリ
御府下下谷区北稲荷町四拾貳番地へ天理
教会所設置致度旨申出候御差支
無之候ハ、御聞届相成度依テ添書
仕候也
明治廿一年四月
神道管長子爵稲葉正邦(印)
東京府知事男爵高崎五六殿

(同文)

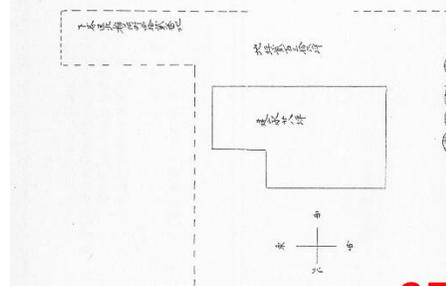
- 同訓導 清水與之助(印)
- 同区 同町 同番地工寄留
- 同権少講義 諸井国三郎(印)
- 同区 同町 同番地工寄留
- 天理教会長中講義 中山新治郎(印)

東京都知事男爵高崎五六殿
右出願ニ付奥印候也
東京府下谷区長岡本益道(印)

天理教会所設置願
 第一章 宗旨
 第一条 本会ヲ名テ神道天理教会ト稱ス
 第二条 本会ハ神道本局ニ部属シテ惟神ノ大道ヲ宣揚スルヲ目的トス
 第三条 神道教規第二条ノ祭神ヲ奉戴シ殊ニ
 国之常立神 豊雲野神
 意富斗能地神 大斗乃辨神
 游母陀琉神 阿夜訶志古泥神
 伊邪那岐神 伊邪那美神
 国之狭土神 月夜見神
 右十柱大神ヲ奉教主神トシ表名祭祀ス
 第二章 会則
 第四条 本会ノ教務一切ヲ統轄スル所ヲ天理教会所本部ト稱ス
 第五条 本会ノ教務ヲ分轄スル所ヲ某分教会所ト稱ス
 但布教ノ便宜ト信徒ノ請願トニヨ

第三章 役員
 第六条 本会ノ信徒ヲ区分スルニ講名ヲ以テス
 第七条 三条教憲ハ終身之ヲ遵奉スベシ
 第八条 信徒タルモノハ神道教規ハ勿論此規約ハ違背ス可カラズ
 第九条 毎朝盥嗽シ奉教主神ヲ始産土大神及祖先神靈ヲ礼拝ス可シ
 第十条 国祭祝日等ニハ必ス国旗ヲ揚ケ祝意ヲ表ス可シ
 第十一条 教会大祭ハ勿論月次祭並入社式ヲ執行ノ節ハ神樂ヲ舞奏ス可シ
 第十二条 信徒ニハ各自其信票ヲ授与シ尚本人ノ請求ニ応シ神供及神拝略詞等ヲ授与ス
 第十三条 禁厭祈禱ヲ行フモノハ教導職試補以上ノモノニ限ル
 第十四条 禁厭ヲ請フモノアラハ医薬ノ闕クヘカラサルヲ懇篤ニ説明シテ後之ヲ行フベシ
 第十五条 国益トナルヘキ事業ハ率先従事ス可シ

第四章 庶務
 第十六条 本会ノ庶務一切ヲ総理事
 第十七条 分教会長
 第十八条 庶務掛
 第十九条 會計掛
 第二十条 正副議長



参考資料 天理教会所設置願の内容

神道天理教会規約

第一章 宗旨

第一条 本会ヲ名テ神道天理教会ト稱ス
 第二条 本会ハ神道本局ニ部属シテ惟神ノ大道ヲ宣揚スルヲ目的トス
 第三条 神道教規第二条ノ祭神ヲ奉戴シ殊ニ
 国之常立神 豊雲野神
 意富斗能地神 大斗乃辨神
 游母陀琉神 阿夜訶志古泥神
 伊邪那岐神 伊邪那美神
 国之狭土神 月夜見神
 右十柱大神ヲ奉教主神トシ表名祭祀ス

第二章 会則

第四条 本会ノ教務一切ヲ統轄スル所ヲ天理教会所本部ト稱ス
 第五条 本会ノ教務ヲ分轄スル所ヲ某分教会所ト稱ス
 但布教ノ便宜ト信徒ノ請願トニヨ

リ之ヲ設置ス

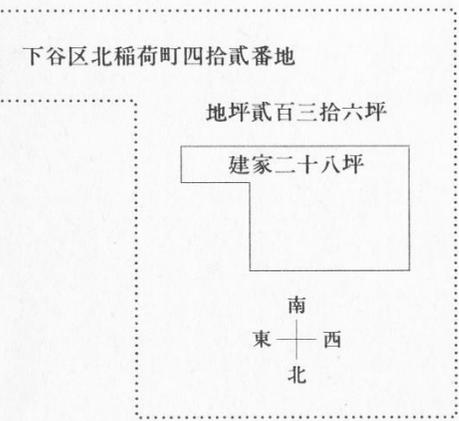
第六条 本会ノ信徒ヲ区分スルニ講名ヲ以テス
 第七条 三条教憲ハ終身之ヲ遵奉スベシ
 第八条 信徒タルモノハ神道教規ハ勿論此規約ハ違背ス可カラズ
 第九条 毎朝盥嗽シ奉教主神ヲ始産土大神及祖先神靈ヲ礼拝ス可シ
 第十条 国祭祝日等ニハ必ス国旗ヲ揚ケ祝意ヲ表ス可シ
 第十一条 教会大祭ハ勿論月次祭並入社式ヲ執行ノ節ハ神樂ヲ舞奏ス可シ
 第十二条 信徒ニハ各自其信票ヲ授与シ尚本人ノ請求ニ応シ神供及神拝略詞等ヲ授与ス
 第十三条 禁厭祈禱ヲ行フモノハ教導職試補以上ノモノニ限ル
 第十四条 禁厭ヲ請フモノアラハ医薬ノ闕クヘカラサルヲ懇篤ニ説明シテ後之ヲ行フベシ
 第十五条 国益トナルヘキ事業ハ率先従事ス可シ

第十六条 隱怪ヲ説キ人盡感シ私利ヲ営ム等ノ所業ハ決テ爲ス可カラズ
 第十七条 入会ノ信徒ハ毎月些少金穀ヲ醸出シ之ヲ教費ニ充ツ可シ
 第十八条 死ハ人倫ノ大故ナリ若信徒組合中ニ死者アラハ互に会葬ス可シ
 但喪家ニテ飲食等ハ爲ス可カラズ
 本会ノ役員ヲ定ルコト左ノ如シ

第十九条 本会ノ役員ヲ定ルコト左ノ如シ
 一 本会ノ教務一切ヲ総理事
 一 副会長
 一 職務教会長ニ重ク若教会長事故アルトキハ代理タルコトヲ得

一 理事
 一 会長ヲ助ケ本会ノ教務ヲ辦理ス
 一 分教会長
 一 会長委任ノ教務ヲ辦理ス
 一 庶務掛
 一 会長ノ命ヲ受ケ庶務ヲ負担ス
 一 會計掛
 一 会長ノ命ヲ受ケ金銭出納ヲ負担ス
 一 正副議長

一 講中ノ庶事ヲ掌リ信徒結成ヲ負担ス
 一 正副取締
 一 講長ヲ助ケ講中ノ取締ヲ負担ス
 一 世話掛
 一 講中ノ雑務ニ従事ス



東京府へ出願し認可されたことで、天理教会本部は東京になってしまいました。これはいけないと問題視した本席は、ぢばに戻せと言ったようです。そうしたら、ぢばに分教会を設置すれば、移転しなくてもいいのではないかと意見が出たようです。

・・・教祖が現身をかくされた後には明治21年、東京において神道天理教会本部が地方庁から公認されたのです。／ その時の願書には、中山みきの名も、みかぐらうた、おふでさき、という教義もなく、三条の教憲を教えまますということになっていたのです。／ 三条の教憲とは国家神道の教理、天理人道のことです。

－中略－

明治21年6月23日のおさしづでは、元のぢばに分教会を作って、かんろだいつとめをすれば良い、というような態度が山沢為造と真之亮さんから出まして本席さんがこれを叱り、東京から大和に本部が移転するという形になったわけです。（『ほんあづま353号』P20.八島英雄.1998）

明治二十一年六月二十三日（陰暦五月十四日）

ぢばに於て分教会所設置の件伺

さあ／＼／＼一寸さしづして置く。世界々々これまでの処、道が遅れる。だん／＼尽す処、世界通り難くい。世界の道許し、それは何処から名を引き、どうでもいかん。どうでもこうでも皆伝え、それ／＼皆心、世界の道は、神の道とは皆間違うてある。天然自然道で成り立つ。世界の道、通る通られん、一寸許し、その日来たる処、世界の理を運ぶ。前々伝え神一条を胸に治め、世界の道運ぶがよい。何も心配要らん。神の引き受け心置き無う。それ／＼手を繋ぎ合うて大き心を持って居よ。成る成らん、いかなる日あるなら、決心を結べよ。世界の理は運ぶ一つの理。心置き無う気を勇むなら、一つの理ある。

さあ／＼／＼尋ね一つ話する。表の事情運ぶ。成るよう行くようは、どんと一つ理治めにゃならん。この所一つ諭し所、これ救きたい一条で天降る所分からんから、これまで年限の道というのは神一条、世界処は道理上、世界では同じ道運ばねばならん。胸の内一つ理を以て掛かる。難しい事でも通れる。まあ一日の処にても、一寸通らねばならん。かんろだい一つ人間定めてある。何でも一日ある、楽しみある、という事を治めて貰いたい。

教会本部はぢばに移転し、つとめ場所が増築されて、「ぢば」が建物の中に取り込まれました。そこで出て来た問題が「二つめどう」です。これは南礼拝場が出来るまで続きます。

現在の本部神殿で昭和9年に南礼拝場が出来る前は、北礼拝場のみで、今のかんろだいがかんろだいで据えられている南側にお社が祀られていました。そして、「ぢば」の場所は四角く板が切り抜かれて穴が開いており、その地面に板張かんろだい2段が据えられたようです(途中でかんろだいは傷み、修理されずにその場所に小石が積まれていたという話があります)。「お社」と「かんろだい」、めどうが二つあるのでこの状態を「二つめどう」と言われていました。ところが、これには別解釈があって、明治20年以前からつとめ場所の神床にあったお社と東京から奈良へ移転したために新設されたお社、この二つをいったものだというのです。これは「おさしづ」の「悟り」として書かれています。

明治二十一年七月二十四日（陰暦六月十六日）

本部神殿祀る所の伺（上段の間より本席の台所を境とし、渡り家取払い建家新築の願）

さあ／＼始まり／＼、かんろだい一条の始まり。日々の処理を以てすれば皆治まるで。四方建物、一間四方にして、多く高くして危ない処、じっと踏ん張りて居る処、西へ抜ける、北東南四方抜ける理もある。高うして成程というようにして、今の処ほんのざっとして、どれからどれへ／＼、一つ／＼印を打ちて、今の処何時取り払うても惜いないというようにして、一間四方天窓にして、まあざっとして、**二つめどう**として印々、皆の処にして印々、皆の者入来るの印々、北の所今の処あちらからこちらへと思うなれども、よく／＼思やんせよ／＼。思やん治めそれ／＼尋ねる処理である。それ／＼日々の処、運ぶがよい。まあ思やん一時々々まあ一寸思やん、追々のさしづ。今の処普請ぢば一つの処、普請大層は要らんで。一寸して置け。仮家の普請々々、仮家の囲い。これを尋ねた一つのものや、皆々思うやないで。元々最初一つの理よりふでさきにも知らしたる通り、皆々これもふしか／＼。一つのものもよんだが、どんな道も通りた者もあるやろ。理を見分け、高い低いの理は無い。互い／＼の理を積み重ね、この一つの話いつ／＼までも続くようときさしづ。

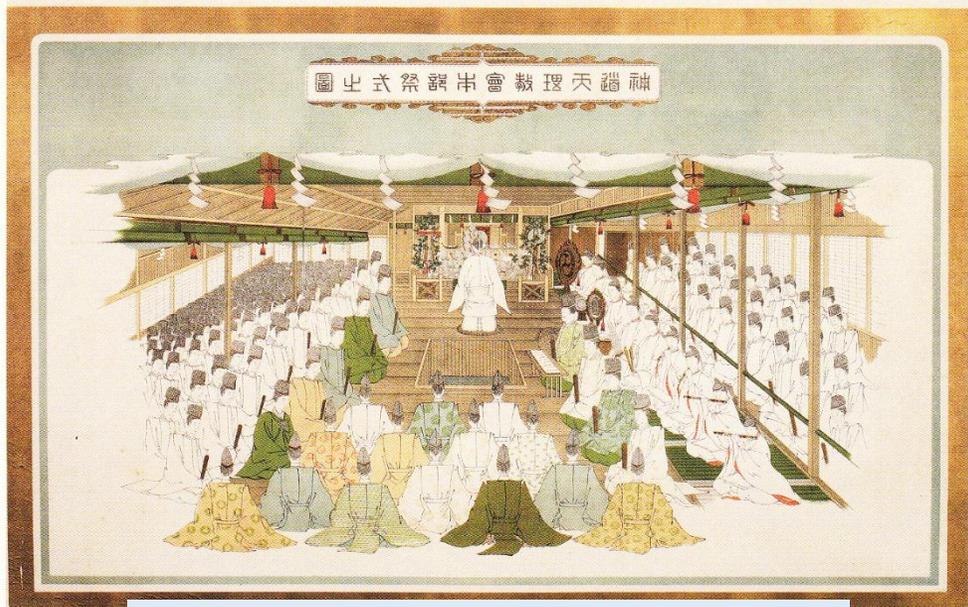
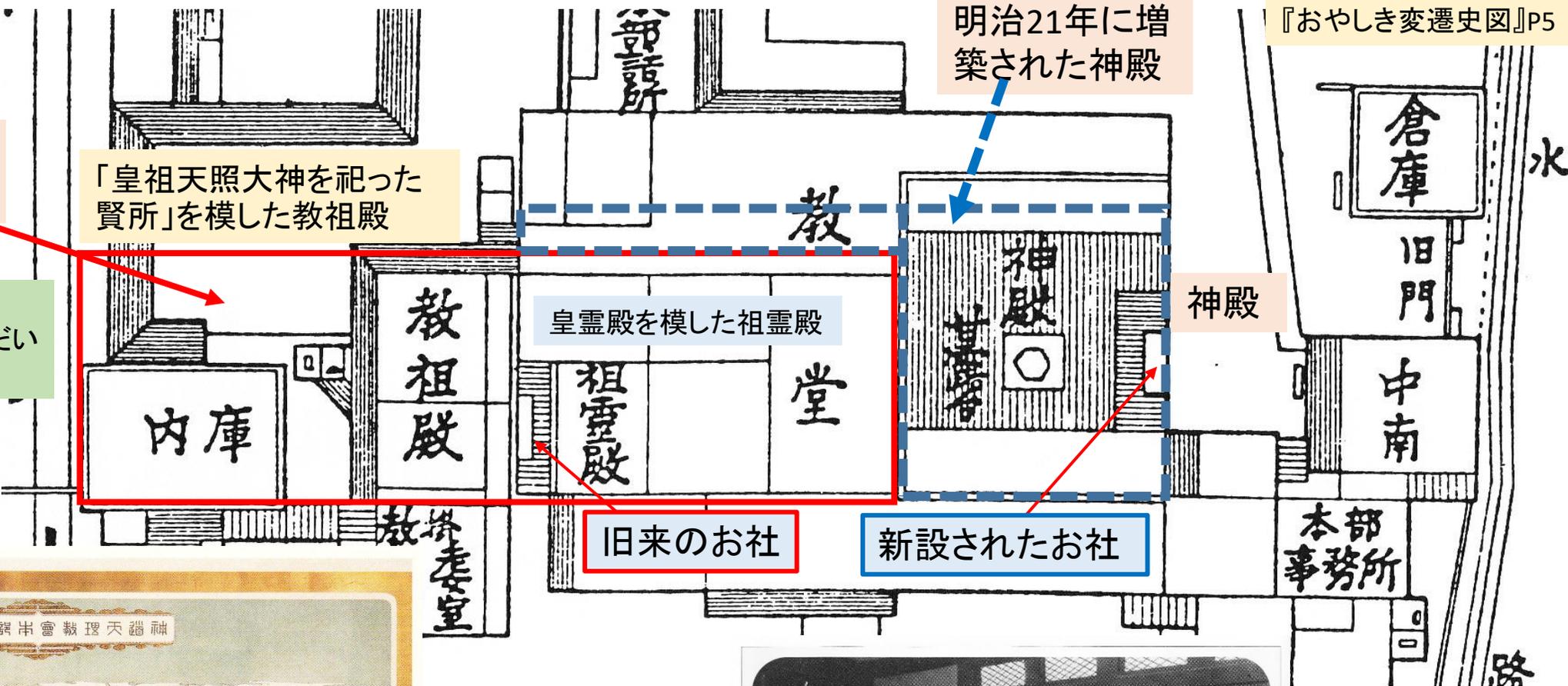
右おさしづ**詰合の人々左の如く悟る。**

『四方へ抜けるというのは往還の道の初、今日より運ぶにより、一間四方はかんろだいの地上を屋根抜き雨打たしの事、二つめどうというはかんろだいの南へ神前を祀り、かんろだいの北より南へ向かって参詣する事、上段の間のこれまで祀りある分、取り払うと中山会長仰せられしも、おさしづは二つめどう、矢張り上段の間これまで通りに祀る事。』

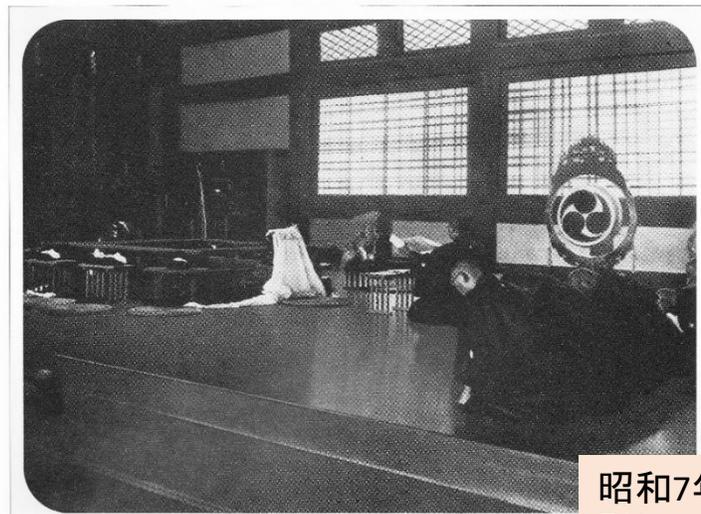
天理教会移転に伴う神殿増築

明治20年までのつとめ場所

「二つめどう(目標)」の解釈
 ①新設されたお社、かんろだい
 ②旧来のお社、新設のお社



『一枚刷り版画集』天理大学出版部.2010.P3



189 教祖殿上様式における二代真柱の祭文奉土 昭和7年・1932

昭和7年頃
 『教祖年祭』P134

仮家普請をしろという言い方になるのです。一つ／＼印を打ってというのは、解体して移築できるような仮家普請にしろというのですが、ここに「一間四方天窓にして、まあざっとして、二つめどう」と仰言っています。／ 神道教会をつくるというのです。神道教会の神殿を門屋の近くのところまで増築し、神道教会ですから皇祖神をかんろだいのちばの南に祀るといのはしかたがないです。／ しかし、かんろだいづとめを無視したら世界だすけは行なわれないのだから、天井を一間四方抜いて、床はそれよりもう少し広く抜き、そこでかんろだいづとめをやれというおさしづが出るのです。—中略— 神道教会のかんろだいづとめが、この時から始まったのです。／ 神道天理教会はそれまで、かんろだいづとめには関係ないおつとめをしていたのです。それを神道天理教会にも、かんろだいづとめをさせるという意味で、かんろだい一条の始まりという言葉が出ているのです。

問題は一間四方天窓にして二つめどうというお言葉ですから、当然、この神殿と皇祖神のお社というものが二つめどうということになるのですが、それに対して、こういう注釈がついています。注釈というより曲解の言葉がついているのです。

右おさしづ詰合の人々左の如く悟る

『……二つめどうというはかんろだいの南へ神前を祀り、かんろだいの北より南へ向かって参詣する事、上段の間のこれまで祀りある分、取り払うと中山会長仰せられしも、おさしづは二つめどう、矢張り上段の間これまで通りに祀る事。』

教会本部はこのように悟ると決定したのです。

会長の中山新治郎さんは、つとめ場所の上段の間の神床のお社をなくすと言っているわけです。／ かんろだいの南だけにする。そして、かんろだいと二つめどうという意味だと真之亮さんが言っているのに、それより偉い人が違うと言っているのです。／ 二つめどうというのは、新たに祀るお社と今までの上段の間のお社。二つの神道のお社をめどうとして残せという言い方をするわけです。／ 会長である中山新治郎さんに、これだけはっきり決定して押し付けられるのは山沢為造さん以外には考えられません。／ 山沢さんの考えは、かんろだいを完全に無視しているのです。／ そして、つとめを行なう所の、神殿とつとめ場所の上段の間のお社を両方残し、御休息所は教祖殿になっていますから、この三箇所を礼拝の場所としようとしたのです。／ これは宮中三殿に習ったのです。宮中三殿は神殿、皇祖天照大神を祀った賢所、それから、歴代の皇霊殿です。／ 神道国家になるために、それまで天皇家の祖霊を京都御所では仏教形式で先祖の位牌を祀っていたのに、神社を造らなくてはならないというので、東京に場所を移し、都を移して、宮中三殿を造ったのです。／ **その三殿に習い、天理教会にも、神殿、皇祖天照大神を祀った賢所の代わりに教祖殿、皇霊殿の代わりに祖霊殿という形をつかった**のです。／ 宮中三殿に習って祀り場所を定めて神道教会をつかったのです。かんろだいを全く無視するという方法をとったのです。これが応法の理と称する曲解の道です。（『ほんあづま319号』P10. 八島英雄. 1995）